平成２７年（フ）第８７３号
愛知県海部郡大治町大字花常字フケ81番地
コージーテラスメイワ１Ａ、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区栄３丁目23番23号
破産者　株式会社善クリエイト
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１７号
名古屋市港区宝神５丁目2413番地の１
破産者　有限会社榴木組
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１７号
滋賀県守山市浮気町321番地３守山駅前東住宅１棟102号
破産者　有限会社トップ・クォーク
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５０号
神戸市長田区大谷町３丁目16番17号
破産者　有限会社益寿庵
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５号
宮城県東松島市野蒜字南赤崎10番地の７
破産者　有限会社ミヤザワエンジニアリング
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
秋田県能代市字仙遊長根27番地１
破産者　丸締企業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４５号
秋田県大館市比内町独鈷字大向田99番地
破産者　株式会社佐野組
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第４０号
秋田県湯沢市杉沢字森道下100番地41
破産者　有限会社クオリア
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第５１０号
神奈川県愛甲郡愛川町田代423番地の６
破産者　山孝商事株式会社
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４号
富山市中央通り１－６－３、商業登記簿上の本店所在地富山市大町54番地３
破産者　株式会社プラチナージュ
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
三重県松阪市久保町1887―85　ボナール206号室、住民票上の住所三重県松阪市大黒田町308番地24
破産者　高橋佐理英
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩689番地２
破産者　山本　太門
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３１号
岐阜県可児市下恵土963番地１　モンシャトー可児Ａ―102
破産者　湯浅　　直
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１２７２号
名古屋市中川区江松５丁目2218番地　プロディジョーソＤ棟101号、開始決定時の住所名古屋市中川区春田１丁目39番地の１
破産者　樽井　高夫
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５０号
東京都江戸川区西葛西３丁目１番９―203号ＹＴパレス西葛西、開始決定時の住所愛知県東海市名和町二三ノ井上35番地１　ライゼいかみ205号室
破産者　細江　健次
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０４号
沖縄県那覇市字与儀181番地11　トーマアパート与儀３―Ａ
破産者　上江洲淳二
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１９０号
札幌市北区新琴似５条１丁目４番21号　マンションのと13号
破産者　三浦　　進
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１号
群馬県高崎市乗附町1797番地21
破産者　花垣　秋彦
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１２２２号
神奈川県海老名市柏ケ谷546番地の１　ハイムさんきパート13　101号室
破産者　井藤　裕司
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９０号
金沢市泉野町１丁目３番15号
破産者　旭　　敏秋
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部